

行政書士業務報酬額表（相続・遺言関係）

平成24年4月1日現在

下記の報酬額はあくまでも当事務所の設定した標準的な目安の金額です。正式には事案の内容を検討のうえ決めさせていただきます。

業務内容	報酬額(消費税別途)
相続手続き一式	相続財産価格(プラス部分)の総額×1% ただし最低300,000円以上
面談・電話等による相談料(1時間あたり) 出張現地サポート(1時間あたり)・・・お客様ご自身でなさる手続きや書類記入をお手伝いします	5,000円
相続関係説明図の作成 (主として被相続人の生れてから亡くなるまでの戸籍調査による相続人確定)	50,000円
遺産分割協議書の作成(分割案の提示や相続財産の整理を含む)	50,000円
相続による銀行・郵便局・保険会社・証券会社等の手続き支援(1機関あたり)	30,000円
自筆証書遺言の作成支援	50,000円
公正証書遺言の作成支援(公証役場との調整を含む)	70,000円
公正証書遺言の証人	15,000円
遺言執行手続き一式(遺言作成者が亡くなられた後の手続き)	遺言された財産価格(プラス部分)の総額×1% ただし最低300,000円以上
日当(多摩地区以外への出張が発生した場合)	1日30,000円、半日15,000円 これに加えて旅費(交通費や宿泊費等)の実費

東京都行政書士会 八王子支部 行政書士小林事務所

〒192-0372 八王子市下柚木2-12-2 アーネストNo.1-1階2号室 電話番号042-677-6401 FAX番号042-670-9401